

## 第27回福島家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 日時

平成28年11月9日（水）午後1時30分～午後3時30分

### 第2 場所

福島家庭裁判所5階 第1会議室

### 第3 出席者

#### 1 委員

荒木貢，伊藤恵美，追分富子，小川直人，川口政明（委員長），川村政史，橋本泉，長谷川珠子，吉川毅一（五十音順，敬称略）

#### 2 説明者

川井事務局長，鈴木首席家庭裁判所調査官，高橋首席書記官，赤間訟廷管理官

#### 3 係員

門脇総務課長，山口総務課広報係長

### 第4 開会等

#### 1 開会

#### 2 委員長挨拶

### 第5 議事及び質疑応答の要旨（●委員長，○委員，□説明者）

#### 1 裁判所を利用する障害者に対する配慮について

- 障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供について規定した障害者差別解消法が，今年4月1日に施行を迎えたばかりであるが，一般市民の理解が進んでいるとは言えない状況で，法を司る裁判所がどのような対応をしているのか是非聞きたいと思い，このテーマを提案した。

まず，障害者差別禁止法をめぐる国際的な経緯を振り返りたい。諸外国で障害者に対する差別を禁止する法律が制定され，障害者は保護の対象というだけでなく，権利主体であることが明確になってきたことを受け，障害者の権利の

実現のための措置等について定めた「障害者権利条約」が国連で採択され、日本国内でも批准に向けて国内法の整理が行われてきた。障害者基本法の理念の通り、障害者総合支援法、障害者差別解消法、障害者雇用促進法が定められ、2014年、世界で140か国目に同条約を批准した。最も重要なのが2013年に制定された障害者差別解消法である。障害者差別解消法は、障害者基本法4条を具体化したものであり、雇用分野以外の差別禁止や合理的配慮の提供について規定している。同法の施行により、障害者に対する不当な差別が禁止され、合理的配慮を提供することが義務付けられることとなった。

裁判所でもこの法律の趣旨を踏まえて対応要領を定めたとのことであるが、①裁判所において不当な差別的取扱いに当たり得るのはどのようなものか、②障害者に対する合理的配慮は法律の施行前にも採られてきたか、法律の施行を受けて対応を変えた点及び③今後の課題について伺いたい。

- 最高裁裁判官会議の議決により定められた「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、福島地家裁においても、事務局総務課に相談窓口を設置している。裁判官や職員に対しては、裁判官会議、各種協議会や職場ミーティングなど適宜の機会に周知・啓発を図っている。また、これまで、接遇研修のカリキュラムの中に障害者配慮に関する研修を取り入れてきたところであり、平成28年度の接遇等研修では、障害者差別解消法に関する講義を行い、理解を深めた。的確な合理的配慮の提供ができるよう、事件部と事務局とが連携協議して検討しており、その対応事例を組織として共有している。

以下、先ほど委員から質問のあった①から③について、順に説明する。①裁判所が行い得る障害者に対する差別については、対応要領の「不当な差別的取扱いの具体例」でも例示されているところ、そのような取扱いがないよう留意しているが、例えば、手続案内などにおいて、ツールの準備や複数職員による丁寧な対応を行うための準備に時間を要したことにより、結果として実際の対

応が遅れてしまったり、また、対応順序が後回しと受け止められることも考えられ、対応の難しさを感じている。

②合理的配慮が法律施行前にも採られてきたかという点については、対応そのものが法律施行の前後で変わったということはない。ただ、③とも関連するが、これまでは現場の職員が専ら中心となって配慮してきたところ、対応要領の実施以降は、人的・物的な支援を行う役割を持つ事務局と現場の職員が連携して、より一層組織的に適切な対応を行うような態勢としている。また、福島地家裁本庁及びその管内での対応事例等については、速やかに本庁総務課に情報提供させている。③今後の課題としては、第一に、家裁の事件は非公開とされる手続が多く、付添者等の同伴者を無条件に認めるべきか否か、認めるとしてどのような条件を付けるべきかについて、検討が必要になるケースも想定されること、第二に、調停委員等の非常勤職員も含む全職員に対して継続的に意識啓発をしていく必要があるという点が挙げられる。裁判所の特質も踏まえながら、よりきめ細やかな対応を意識させていかなければならない。裁判所の場合、利害が対立する当事者が手続に関与することが多く、公平さが求められる。障害を有する当事者がその障害によって相手方と対等に手続に関与できないということのないよう合理的配慮を行うことはもちろんであるが、その配慮を行っている様子が、対立当事者から見た場合、障害者を有利に導いているかのように誤解されることは避ける必要がある。このように、合理的配慮の観点に加え、当事者双方に対する実質的な公平対応の在り方という観点を現場の職員に浸透させなければならない。

- 議論の題材としてもらうため、福島家裁管内及び他庁における事例をいくつか紹介した。
- かつて、半身が不自由な弁護士が、裁判所の2階にある法廷に出廷する際、エレベーターがないため、いつも職員が2階の法廷まで車いすを担ぎ上げていた。トイレも2階にはなかった。財政的な問題はあろうが、何とかならないも

のかと思ったことはある。

- この地家裁本庁は新しいので、いろいろなものが備わっているが、規模の小さい支部の中には、職員が車いすを運ばなければならないところもある。財政状況もあってなかなか難しいが、検討していきたい。
- どういう対応をするのが本当に合理的配慮と言えるのかは難しいと思う。世代が異なると感じ方も異なる。このような中で、裁判所ではどのような対応をしていくのか。
- その事案や個別的な状況を踏まえた配慮が必要である。
- 様々な事例を通じて学び、意識を高めていくしかない。また、反対当事者から誤解を受けないようにしなければならない。当事者間における争いを預かる裁判所独特のバランス感覚が必要であり、また、そのセンスを磨いていかないといけない。
- テレビ局で番組を制作し放送する仕事をしている。総務省から、番組中に字幕を入れるよう努力目標が定められている。聴覚障害者のためにそういう対応を行っており、音声を絞って見ても、筋を外すことなく見ることができる。最近、様々な番組で字幕が多くなっていると感じていることと思うが、理解を促すための効果を考えて行っているものである。裁判所では、例えば、成年後見制度を説明する DVD に、聴覚障害者のための字幕や手話通訳などが入っているのか。
- 再生メニューにおいて、字幕解説の表示・非表示を選択できる仕様になっている。
- 私は、障害者の雇用もしており、障害者の方と接する機会が多い。身体障害者と知的障害者・精神障害者とでは、かなり対応が異なると感じている。身体障害者に対しては、裁判所における対応もある程度できるだろうと思われるが、知的障害者や精神障害者など、本人の判断が難しい場合については、本人の思いとは別に、保護者や付添いの方の主観に大きく左右されるのではないか。日

常的にそういった難しい場面に直面しているので、公平性を保つのは相当大変なことだろうと感じた。

- 例えば、認知症の方だと、自分では病識がないため、周りの意見に左右されてしまったり、家族によって行動が制約されることもあると思う。
- 発達障害の場合など、障害があることがすぐには分からず、言葉の一つ一つに過度に反応されてしまうこともある。家庭裁判所調査官の調査に当たって難しさを感じることはあるか。
- 精神障害、知的障害など目に見えない障害は難しいが、特に難しいと感じるのは発達障害である。発達障害の概念自体ここ最近分かってきたものであり、その程度は、百人いれば百通りあると言ってよく、どのような合理的配慮を行えばよいかを見極めるのが難しい。一例を挙げると、耳から入ってくる言葉を理解するのが難しい方の場合、図で示すと理解できるということがある。どのような形で行えば理解してもらえるかを見極め、最適な方法を探っている。
- 明確な障害者ではなくても、配慮が必要なことはある。弁護士として当事者と尋問の打合せを行う際、質問の意味が分からなかったら何度でも聞き直してよいと伝えているが、以前、病気のせいで、私からの質問に対してはそのとおりに答えるが、反対尋問では相手の言うとおりに答えるという方がいてその対応に困ったことがあった。
- 検察官の立場で障害者に接する機会が多い。知的障害者の場合、こちらの質問に迎合するようなところが見られ、どの質問にも「うん。」と言うことがある。そのため、被疑者等が知的障害者の場合、取調べに当たっては、手続を適正にするために全過程を録音録画している。家裁の手続でも、意思を確認する場面などで、記録媒体に残して記録しておくということも検討されてはいいかか。
- 御提案が実現できるかどうかは分からないが、発想としては興味深い。現状では、意思能力の程度によっては、補佐人の同席を裁判所が許可し、同人に陳

述させるという運用が考えられる。

- 今は企業に電話をすると、「電話のやり取りを録音させていただきます。」などというアナウンスが流れることがある。意思確認に当たって録音するというのも手続如何によっては考えられるが、そこだけを録音しても意味がないという議論にもなりうる。
- 裁判所からの説明を聞き、公平性をどう担保するかという視点については、これまで思いが至っておらず、大変参考になった。合理的配慮は法的な義務であり、合理的配慮を行うことで公平性が保てるという方向に持っていくべきなのかと思った。そのために合理的配慮の内容を相手方に伝えることは正しいことだと思うが、例えば、雇用の分野でも問題になるところであるが、相手方に障害情報を知られたくないという要望が出された場合、どうしたらよいのかは悩むところなのではないかと思った。
- 裁判所が公平であることは裁判所としての根本であり、万全を期しているつもりである。恐れているのは、裁判所が公平に対応しているつもりでも当事者目線では公平でないと誤解されることであって、配慮をしていることを共有し理解してもらうことが重要だと感じている。雇用の場面などとは異なり、裁判所に事件として係属する場合は、相手方も対立当事者の障害情報を理解していることが多く、その情報をオープンにできない場面に出会ったことはない。仮に、障害を持っていることをオープンにしてほしくないというオーダーが出た場合、合理的配慮もしながら、公平性に誤解を持たれないようにするというのは難しいと思う。
- 障害者の方を相手とする裁判に関わったことがあるが、障害を隠そうとするのは見たことがない。事件と関係してくると隠すということはしないようだ。
- 裁判所は、研修もしっかりしており、問題意識を高く持って対応していることが分かった。私の勤務する職場では、障害のある職員が以前よりも多く見られるようになり、車いすの職員のほか盲導犬を連れた職員もいる。障害のある

方もない方も公平にスタートラインに立てて、区別なく生きられればよいと思う。

- 大学でも障害のある学生に配慮している。しかし、例えば、視覚障害のため試験時間を伸ばしてほしいという要望については、何分伸ばすのが合理的配慮なのかなど、悩みながら手探りで行っているというのが現状である。
- 裁判所でも、障害者の方に配慮して、次回の裁判期日までの間隔をどのくらい開けるかなど難しい点がある。
- 私の所属する団体では、障害者の対応には重きを置いており、雇用も行っている。精神障害者の中には、店の中に出て仕事をするのは少し難しいという方もいるが、知的障害者、身体障害者の方は、なるべく店に出てもらうようにしている。養護学校のときから面談を行い、採用した後は、なるべく普通の仕事をしてもらうようにしている。客から「睨まれた。」などのクレームがあることもあるが、その際には周りにきちんと説明している。障害者の方と向き合っていくにはどうすればよいかについて、神経を使いながら対応している。障害者の保護者にも集まってもらって成長を確認するなど、組織全体で向き合っている。大変な部分はあるが、店のみにとどまらず、そこから地域に広がって、一緒に生きていく社会になることが大切だと思っている。

## 2 その他

- 裁判所で行った広報行事について紹介されたい。
- 10月に「法の日」週間行事として「家庭裁判所見学ツアー」を行い、学生18名を含む26名の方にご参加いただいた。家庭裁判所の仕事の紹介、家庭裁判所調査官の行う心理テストの体験や施設見学などを行い、大変好評だった。

## 第6 次回（第28回）開催について

### 1 日時

平成29年6月16日（金）午後1時30分とすることです承された。

### 2 テーマ

(追って定める。)

第7 閉会

以 上